

1 . 仮設工事

目 次

- 1) 仮囲・仮設建物
 - a . 仮囲
 - b . 現場事務所
 - c . 作業員詰所
 - d . 倉庫
 - e . 作業所
 - f . 材料置場
 - g . 防火設備
- 2) 足場・架設通路
 - a . 鋼管足場
 - b . 架設通路
 - c . 移動式足場（ローリングタワー）
 - d . 脚立足場
- 3) 安全設備
 - a . 一般事項
 - b . 墜落防止設備
 - c . 落下物防護設備
 - d . 機械設備類よりの保護設備
 - e . 安全設備の保守点検
- 4) 障害物・埋設物
 - a . 予想される障害物・埋設物
 - b . 予想されない障害物・埋設物
- 5) 工事中の養生
 - a . 隣接建物・工作物の養生
 - b . 当該工事中の建物および設備機器の養生
- 6) 工事用電力・用水・排水
 - a . 手続き
- 7) 仮設物の撤去および工事のあと片付け
 - a . 仮設物の撤去
 - b . 工事あと片付け

1) 仮囲・仮設建物

a. 仮囲

工事現場の安全管理および施工管理上必要に応じて仮囲を設置する。仮囲の材料は、万能鉄板、波形鉄板、シート、金網、鉄線等を用いる。

b. 現場事務所

現場管理事務、各種打合せ、施工図作成などに必要なスペース・環境を維持できるように設置する。あらかじめ監理者に計画図を提出し承諾を得る。

c. 作業員詰所

- (1) 作業員詰所は作業所の状況により、各種作業員の更衣、休憩に適したスペース・環境を確保できるように設置する。
- (2) 作業員詰所はできるだけ各種作業員の作業所の近くに設け、施工用機器の保管にも使用する。

d. 倉庫

倉庫は風雨からの保護、盗難防止など重要資材の管理に適した大きさ、構造とし、現場事務所の近くに設け施錠のできるものとする。

e. 作業所

- (1) 作業所は各種加工・組立作業に必要なスペース、環境を確保し、主作業所は現場事務所の近くに、また副作業所は現場の近くに個々に設ける。
- (2) 鋼管類のねじ切りをする場所としては、ねじ切り盤の長さが約1.5m程あり、管の長さも5m以上あるので、ねじ切り盤1台につき長手方向に9m以上、幅4m以上(管置場としてのスペースを除く)を確保する。

f. 材料置場

材料置場は主作業所の近くに野積みしてよい材料を置くスペースとして、搬入・搬出数量の管理に適した広さを確保する。

g. 防火設備

- (1) 火気を使用する場所には、不燃材料の囲いを設け消火器具を備えるなど防火上必要な措置を講じる。
- (2) 塗料、油類、そのほか引火性のある機材の置き場は防火上、安全な措置を講じ消火器具を備える。

2) 足場・架設通路

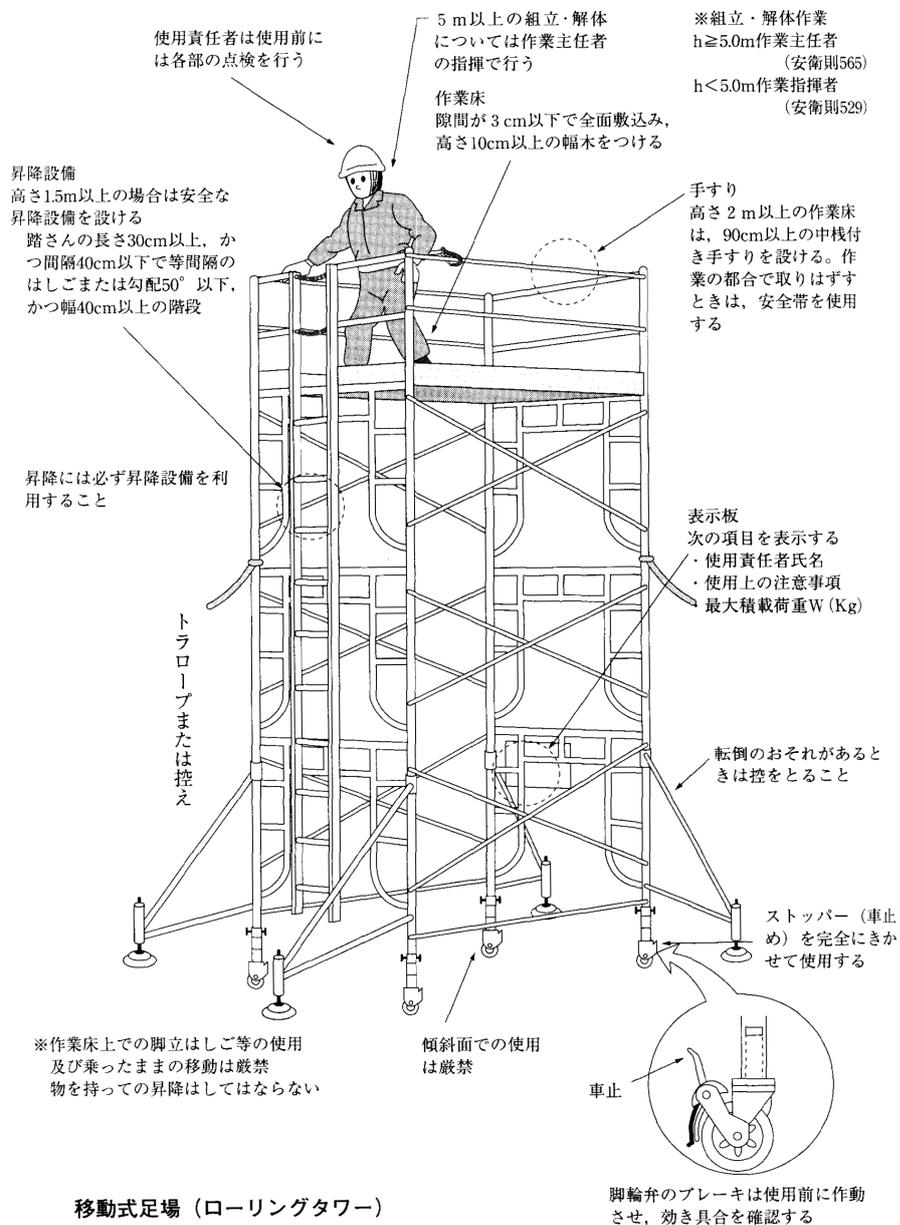
a. 鋼管足場

鋼管足場は規格に適合して著しい損傷、変形、または腐食のない鋼管および鋼管足場に使用する付属金具を使用し、堅ろうに取付け、作業の安全が確保できるものとする。

b. 架設通路

建物内外に設ける作業用通路は、機器の搬入などに対して有効かつ安全を確保して設ける。勾配が 15° をこえるものには、踏さんそのほかの滑り止めを設ける。

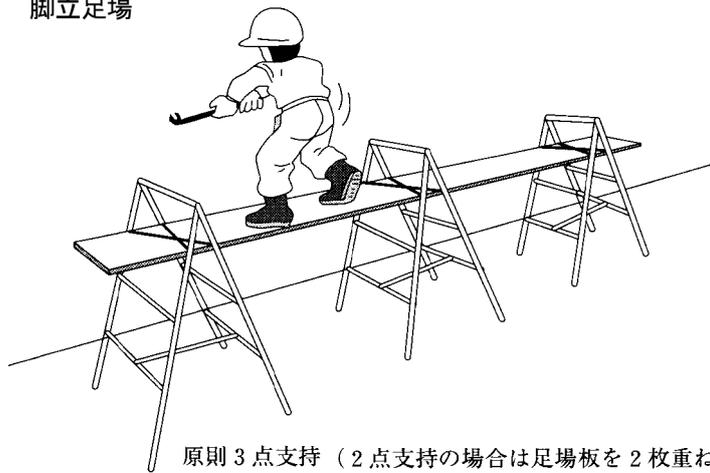
c. 移動式足場（ローリングタワー）



d．脚立足場

- (1) 脚立，脚立足場上で反動のかかる作業をしない。
- (2) 足場板のはね出しは 10cm 以上 20cm 以下。
- (3) 設置場所（足元）は水平で安定した場所。
- (4) はね出し部分に乗って作業をしない。
- (5) 脚立の開き止め金具は確実に開く。
- (6) 脚立足場の足場板は，3 点支持で結束する。
- (7) 開口部等墜落の危険のある場所に設置しない。
- (8) 脚立の高さは 2m 未満。

脚立足場



3) 安全設備

a．一般事項

工事施工にあたっては墜落防止・落下防止などの諸設備を工事の進行に合せ、遅滞なく設け作業の安全を確保する。

b．墜落防止設備

- (1) 墜落のおそれのある場所で作業を行う場合には堅固な作業床および命綱の取付け設備などを設ける。
- (2) 移動はしご、脚立などは作業上安全な構造のものとする。

c．落下物防護設備

落下物防護設備は、工事現場の位置、工事の内容により地上の作業員、通行人の安全を確保するよう堅固な構造のものとする。

d．機械設備類よりの保護設備

工事現場においては、次の機械設備類の危険防止のための保護設備を設ける。

- (1) 全体または部分が、回転もしくは運動する機械、器具など
- (2) 爆発性・引火性物質など

(3) 電気機械器具および電気設備

(4) その他

e . 安全設備の保守点検

工事現場の安全確保のため、電気・機械・仮設備・工法・作業動作などの項目ごとに毎日の点検を実施する。

4) 障害物・埋設物

a . 予想される障害物・埋設物

ガス、上下水道、電力、電話などの管路が埋設されているところでは、設計図書にしたがい施主およびこれら地下埋設物の管理者と協議し、事故発生の防止・安全対策に努める。

b . 予想されない障害物・埋設物

工事の施工にあたって予想されない障害物、埋設物に注意し、必要に応じて調査を行い発見された場合には管理者および施主と協議して措置を施す。

5) 工事中の養生

a . 隣接建物・工作物の養生

隣接する建物および工作物について工事施工中、危害防止上必要とする場合は、工事の進行に伴い遅滞なく養生を行う。

b . 当該工事中の建物および設備機器の養生

建物および設備機器の搬入据え付け、配管・ダクトなどの工事の進行に伴いこれらに対し適切な養生を行う。

(1) 機器類は現場搬入より据え付け、使用にいたるまでのあいだ、汚損、破損あるいは水、湿気などによる害を防護するため十分に適切な養生をする。

(2) 配管作業を中止するとき、配管端はプラグ・キャップ、そのほかの方法で完全に閉鎖し、土砂または異物の入らないよう養生する。

(3) 建物の屋上等の作業で機器の据付作業、配管作業を中止した場合は機器本体、据付作業・配管作業用の仮設物等が突風・強風等による飛散落下しないようロープ等で建物に緊結するか、飛散防止のための網若しくはシートで防護するなどの措置を講ずる。

(4) 塗装の際は、塗装の対象物以外の建物、設備などに対し養生する。

(5) 機器搬入時には、必要に応じて建築物なども養生する。

6) 工事用電力・用水・排水

a. 手続き

工事用および試験用電力・用水・排水その他の工事上必要な設備の手続きは、工事の進行に支障のないよう行う。

7) 仮設物の撤去および工事のあと片付け

a. 仮設物の撤去

工事に用いた仮囲い、仮設建物および仮設の電気・水道・排水などは工事完成とともに所定の手続きを行い撤去する。

b. 工事あと片付け

工事完成の際は、仮設物撤去あとおよび工事施工箇所の清掃、あと片付けを行う。

工事中に仮設物を設けてあった跡、および工事の施工を施した箇所はすべて清掃、あと片付けを行うが、ほかの業種と競合して作業を行った箇所については相互で協議し分担して行う。